

21章 障がい者医療・リハビリテーションセンター

3つの力をあわせて

障がい者医療の充実とリハビリテーションの推進 ③ ④

障がい者医療・リハビリテーションセンターは、障がい者が地域での生活や社会参加することのできる最大限の力を身につけるための支援、いわゆる「社会リハ」を推進するため、医療部門と福祉部門が相互に連携し、障がい者が早期に地域移行が図れ、地域生活が継続できるためのリハビリテーションを実施します。

また、当センターは市町村の障がい福祉サービス実施機関等との連携の要として、地域におけるリハビリテーションが円滑に行われるための技術支援、専門的相談支援体制の構築、情報の受発信を行い、障がい者医療とリハビリテーション推進のための拠点をめざします。

平成19年4月1日に、大阪府立急性期・総合医療センター敷地内に、障がい者医療・リハビリテーションセンターを開設しました。障がい者医療・リハビリテーションセンターは、3つの部門で構成されています。

◆障がい者医療・リハビリテーション医療部門

(大阪府立急性期・総合医療センター)

多様な医療ニーズに対応する大阪府立急性期・総合医療センターを構成する4部門のひとつとして、リハビリテーション医療、障がい者医療、障がい者歯科により構成されています。

◆大阪府立障がい者自立センター

障がい者医療リハ部門において治療を受けた障がい者や、地域で生活する障がい者等の社会生活力を高めるための支援を行います。

◆大阪府障がい者自立相談支援センター

障がい者の自立を支援する新しい相談所を設置し、障がい特性に応じた総合的な支援や地域生活への移行支援等を行います。

治療の当初から地域生活への移行までの一貫した
リハビリテーションの実施

■障がい者医療・リハビリテーション医療部門

(大阪府立急性期・総合医療センター)

リハビリテーション科

リハビリテーション（以下リハ）科は、各科における急性期医療と連携した早期からのリハ（急性期リハ）、急性期を過ぎ回復段階での集中したリハ（回復期リハ）、急性期・回復期を過ぎ地域生活への移行に向けたリハ（維持期リハ）等の全てを担当し、一貫したリハ医療に取り組んでいます。

理学療法、作業療法、言語聴覚療法、薬物療法やブロック療法、外科的治療、器具療法、リハ看護等を患者さんの状況に応じて組み合わせ、機能回復の支援を効果的に実施しています。また、ソーシャルワーカーが中心となり、地域の医療機関、職業、教育、福祉関係のスタッフと連携し、地域生活への移行をより早期により円滑に行うようにしています。

脳損傷後の高次脳機能障がいの診断、脳性麻痺や脊髄損傷に伴う合併症や二次障がいの治療に取り組んでいます。

障がい者歯科

障がい者歯科の診療は、知的障がい、自閉症、ダウン症、脳性麻痺、脳卒中後遺症、脊髄損傷や頭部外傷の後遺症などの障がいがあるために歯科治療が難しい方を対象にしています。

●治療困難のため他の医療機関（歯科、医科）より紹介された方

●身体障がい者手帳 1 級、2 級または療育手帳 A をお持ちの方

なお、これよりも軽度な障がいであっても、てんかん、心臓疾患、人工透析など重度な合併症を有する方は対象となります。

●就学前の通園施設等に通う障がいのある子ども

障がいのある方の歯科診療は、特別な配慮が必要です。治療が苦手な方には心理的なアプローチを用いたトレーニングを行ったり、絵カード・写真カードを用いた視覚的支援などを行っています。治療時には、安全に治療を行うために様々な方法を用います。どの方法で治療するかについては、患者様本人や保護者の方とよく相談して決めさせていただきます。むし歯や歯周病は進行するにつれて治療が難しくなります。しかし、これらの病気は、口の中の衛生状態を改善し、適切な予防処置を行うことによって、発生や進行を抑えることが可能です。むし歯が見つかる前から歯科を受診して歯みがきなどの衛生指導を受けられることをお勧めします。歯科治療がいったん終わった方は、定期的に歯科を受診することにより、むし歯や歯周病の予防や早期発見ができるようにしています。まずは電話でご相談ください。

障がい者外来

知的障がい等のために行動障がいやコミュニケーション等に支障があり、地域の医療機関で診療することが困難な障がい者が受診しやすい環境をつくるため、「障がい者外来」を設置します。

また、他の公立病院をはじめ地域の医療機関においても障がい者医療が実施されるよう必要な情報を提供していきます。

急性期・総合医療センターの「急性期・医療部門」「専門医療部門」「中央診療部門」の各診療科と協力し安全で質の高い医療を提供します。

○お問合せ先：TEL 06-6692-1201（代表）

■大阪府立障がい者自立センター

脳血管障がいや脳性まひ、高次脳機能障がいや脊髄損傷等の方などに対して、移動等の日常生活動作や外出、健康管理等の生活能力の改善を目指す支援プログラムを提供する障がい者支援施設です。利用者の個性と自立生活に向けた可能性を大切にしながら、地域での豊かな社会生活の実現に向けて、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を心がけています。

《利用対象者》（主たる対象）

日中活動支援

◆自立訓練（機能訓練）：定員 60 名、標準利用期間 1 2か月

身体障がい者手帳をお持ちで、肢体障がいの方

【障がいの原因】脳血管疾患、脳性まひ、脊髄損傷 など

◆自立訓練（生活訓練）：定員 30 名、標準利用期間 9か月

専門医による高次脳機能障がいの診断を受けられた方

【障がいの原因】脳血管疾患、頭部外傷 など

夜間支援

◆施設入所支援：定員 90 名

入所により、上記の自立訓練を受ける必要のある方

《利用基準》

○自立に向けた地域生活や社会参加のため、訓練に対する意欲をお持ちの方

○当センターにおける機能訓練、生活訓練のプログラムで日常生活動作や生活能力の改善が期待でき、集団生活に適應できる方

《支援プログラムの内容》

機能訓練	生活訓練
<ul style="list-style-type: none"> ■理学療法 ■脳リハ（机上での認知リハ） ■《行動を伴う課題、注意障がいの方》注意力と運動 ■《失語症の方》言葉・交流 ■グループトレーニング（集団で行う基礎的な日常動作の訓練） ■《退所が近づいた方》地域生活プログラム（就労・コミュニケーション方法等、地域生活移行後の課題を整理するためのグループワーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ■体操・脳トレーニング（行動を伴う認知リハ） ■認知訓練（机上での認知リハ） ■漢字・計算（基礎学習） ■グループワーク（障がい理解グループと発動性向上グループ）
共通プログラム	
<ul style="list-style-type: none"> ■作業療法 ■言語療法 ■歩行・車椅子走行（体力、持久力向上） ■スポーツ（運動を通じた身体機能の向上や心身のリフレッシュ） ■メモリーノート（記憶の代償手段） ■パソコン（基礎的な入力課題） ■趣味活動（陶芸・書道・絵手紙・絵画・筆ペン・塗り絵等） ■調理動作評価 ■生活実習（訓練室を利用し、買い物・調理・入浴等、单身生活を想定した実習と評価） ■外出訓練（車いすでの近隣の外出訓練や交通機関を使った外出の訓練） ■職能評価（仕事に必要な能力の評価） 	

○お問い合わせ先：TEL 06-6692-2971（自立支援課）

■大阪府障がい者自立相談支援センター

障がい者支援のため、3つの課が連携し、総合的な相談支援を実施します

○地域支援課

業務内容

障がい者の地域生活への移行を推進するため、障がい者相談支援アドバイザーの派遣及び相談支援相談支援従事者専門コース別研修等の人材育成等を通じて、障がい者ケアマネジメントを総合的に推進します。

また、身体障がい者手帳及び療育手帳の発行を行います。

TEL06-6692-5261（地域支援課）

TEL06-6692-5264（手帳発行関係）

○身体障がい者支援課

業務内容

身体障がい者更生相談所業務及び高次脳機能障がい及びその関連障がいに対する支援普及事業（都道府県地域生活支援事業）を実施します。

（身体障がい者更生相談所の業務概要）〔身体障害者福祉法11条による設置〕

専門的相談、判定（医学的・心理学的及び職能判定、自立支援医療判定、補装具判定）、巡回相談、地域リハビリテーション活動の推進、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整・関係機関との連携・支援、広報・啓発等を実施

TEL06-6692-5262（身体障がい者支援課）

○知的障がい者支援課

業務内容

知的障がい者更生相談所の業務及び発達障がいを伴う知的障がい者の支援に取り組みます。

（知的障がい者更生相談所の業務概要）〔知的障害者福祉法12条による設置〕

専門的相談指導及び判定（医学的・心理学的及び職能的判定、療育手帳、生活相談、進路相談等）、出張判定、市町村職員研修、市町村相互間の連絡調整、関係機関（施設、支援学校等）との連携・支援、広報・啓発等を実施

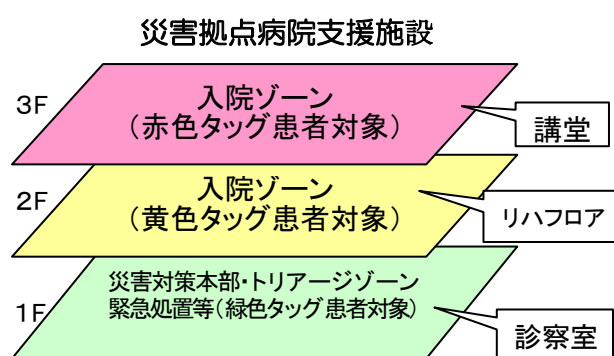
TEL06-6692-5263（知的障がい者支援課）

■大規模災害への備え

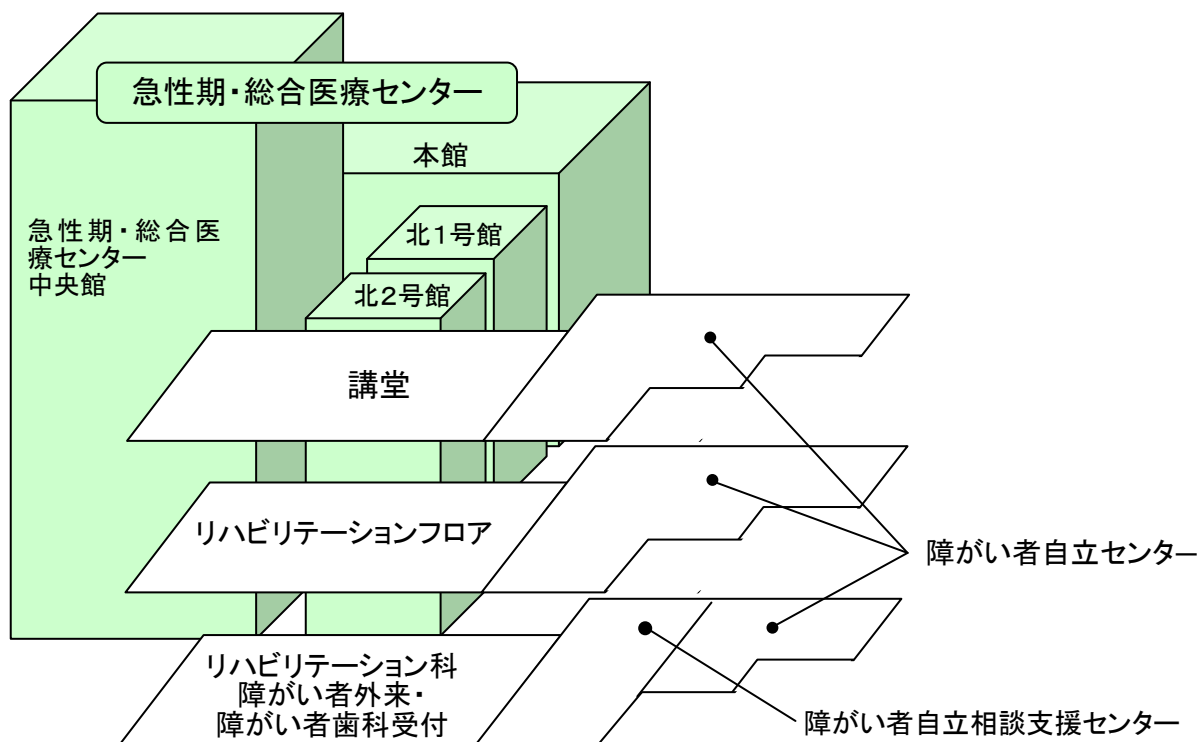
災害拠点病院支援施設としての機能

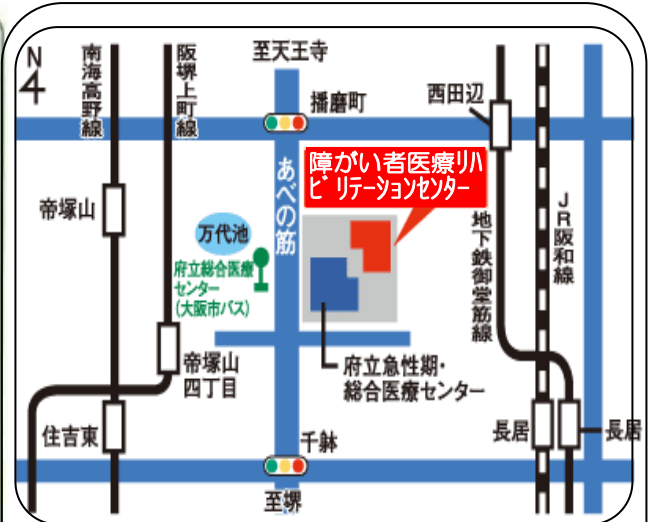
障がい者医療・リハビリテーションセンターは大規模集団災害発生時にはリハビリテーションフロアや障がい者外来等のフロアを使用して、大阪府地域防災計画により基幹災害医療センターに位置づけられている急性期・総合医療センターの災害拠点病院支援施設として、被災者の受入や初期治療を行います。

平常時に外来診療を行う1階部分は災害対策本部やトリアージゾーン、縫合処置など簡単な外科的処置を行う緊急処置室として使用し、2階のリハビリテーションフロア、3階の講堂は約400床の仮設ベッドを展開し、医療ガスや救命医療機器を用い被災者の受入や初期治療を行う災害時医療の拠点として機能します。



■配置図





■電車・バスでお越しの方

- ①大阪市バス「府立総合医療センター」下車すぐ
*天王寺駅前「あべの橋」バス停から
系統62、67「住吉車庫」行き
系統63「浅香」行き 系統64「おりおの橋」行き
- ②阪堺上町線「帝塚山四丁目」下車 約0.8Km
- ③南海高野線「帝塚山」下車 約1.1Km
- ④JR阪和線「長居」下車 約1.7Km
- ⑤地下鉄御堂筋線「長居」下車 約2.0Km

障がい者医療・リハビリテーションセンターお問合せ先

○診療に関するお問合せやご相談

障がい者医療・リハビリテーション医療部門
(府立急性期・総合医療センター)

TEL06-6692-1201

○身体障がい者手帳・療育手帳や、身体障がい・知的障がいに関するご相談

大阪府障がい者自立相談支援センター

TEL06-6692-5261 (地域支援課)

TEL06-6692-5262 (身体障がい者支援課)

TEL06-6692-5263 (知的障がい者支援課)

TEL06-6692-5264 (手帳発行関係)

○障がい者自立センター利用に関するお問合せ

大阪府立障がい者自立センター

TEL06-6692-2971 (自立支援課)

■所在地

〒558-0001

大阪市住吉区大領3丁目2番36号